

令和 8 年 9 月 2 9 日
県土整備部河川環境課
電話 043-223-3149

北印旛沼の決壊に伴う水位情報の運用について

北印旛沼については、水位観測所（北印旛沼）の観測結果を基に、関係市町へ水位情報を通知し、避難等を促すこととなっていますが、令和 8 年台風第 25 号により北印旛沼の堤防決壊が発生したことから、当面の間、基準水位を引き下げる運用としましたのでお知らせします。

1. 概要

北印旛沼では、これまで水位周知河川に準じた運用として、避難を促す情報である「レベル 4 氾濫危険情報」について、北印旛沼水位観測所の水位が 4.25 m に達した際に関係機関へ通知してきました。今般の堤防決壊を受け、応急復旧が完了するまでの間は、関係市町への通知基準水位を 2.65 m に引き下げます。

また、緊急安全確保を促す情報である「レベル 5 氾濫発生情報」については、北印旛沼が水位周知河川ではないことから、これまで設定していませんでしたが、応急復旧が完了するまでの間は、北印旛沼水位観測所の水位が 2.80 m に達した際に関係市町へ通知することとします。

2. 情報伝達を行うタイミング

- ・レベル 4 氾濫危険情報（避難を促す情報）

北印旛沼水位観測所の水位が 2.65 m に達したとき

（従来基準：4.25 m）

- ・レベル 5 氾濫発生情報（緊急安全確保を促す情報）

北印旛沼水位観測所の水位が 2.80 m に達したとき

（従来基準：なし）

※別紙参照

3. 情報伝達を行う関係市町

成田市、印西市、印旛郡栄町

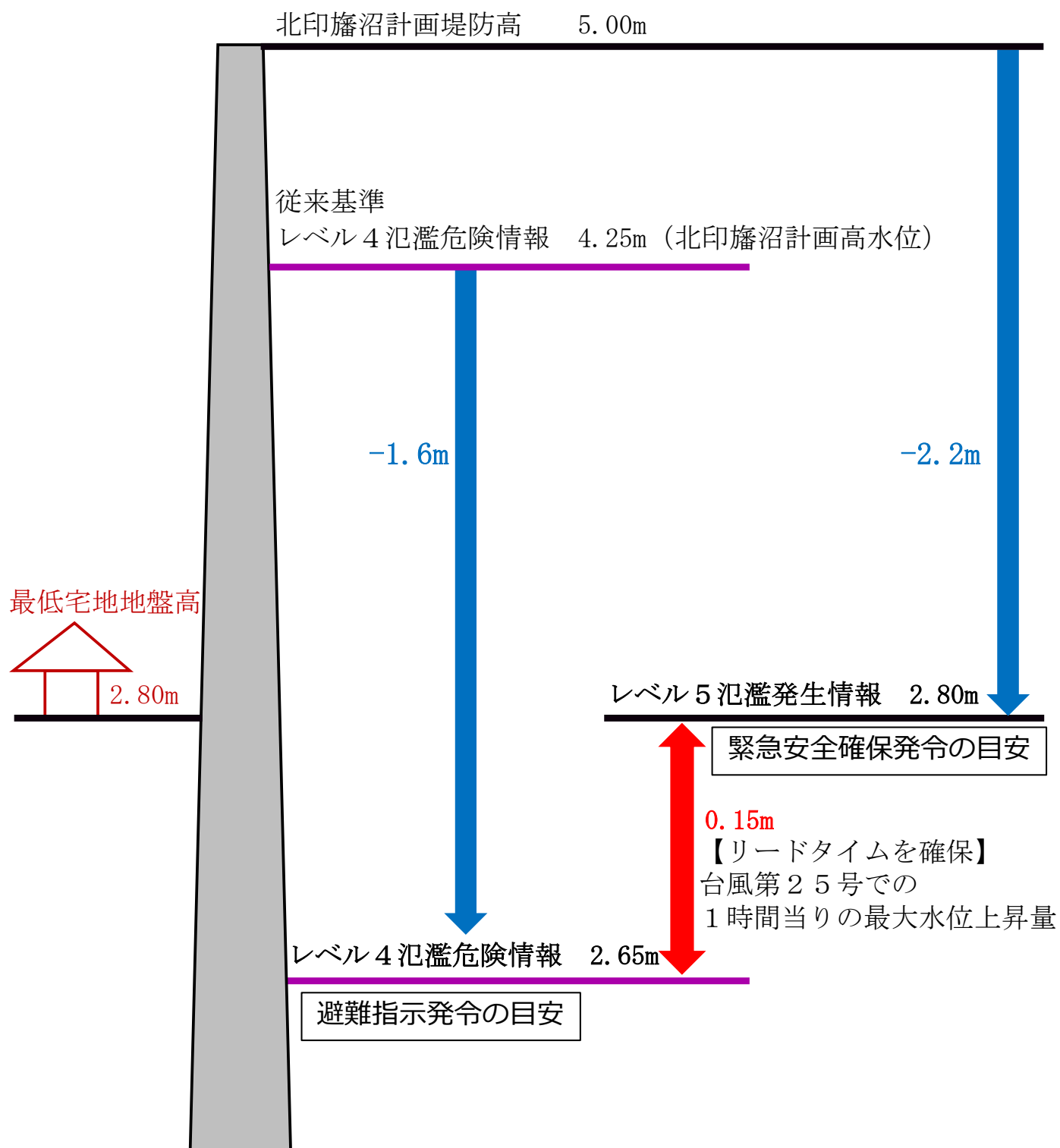
4. 運用開始日

令和 8 年 9 月 28 日

5. 実施期間

決壊箇所の応急復旧が完了するまで

水位設定の考え方（Y.P. 表示）



※令和8年9月28日から運用開始